高教組速報

2021 年度
第 11 号
2021 年 11 月 22 日
文責　佐藤真一郎

長崎高教組　長崎市中川２丁目 2-5　TEL（095）827-5882

第 4 回確定交渉 11/19

12 月の一時金は改定なし（12 月のボーナス削減なし）
高教組：臨時的任用職員の給料 4 号給引き上げを引き出す

高教組は 11 月 19 日、今年度の賃金確定交渉の第４回目の交渉を行いました。交渉には、高教組から鍛治委員長、濱本（佐世保支部長）・牟田（長崎支部長）・釣船（島原支部長）・當山（佐中夜）他執行部３人の８人が参加し、県教委は、上原教職員課長、田川人事管理監他５人が対応しました。

一時金の改定について

国は人事院勧告の実施について、経済対策等政府全体の取組との関係を見極める必要があることから、検討を進めている状況にあります。県教委も人事委員会勧告を尊重し実施するが、実施方法及び実施時期については、国公準拠の観点から、国の取扱いに沿って対応すると回答し、一時金の改定（▼0.15 月）はありませんでした。

臨時的任用職員の給料について

県は「学歴に応じ、給料の上限を設けていますが、現行の号給を１級 53 号給から 57 号給に４級引上げる」と回答しました。教育職では約 5,000 円の引き上げになります。

高教組は 40 年以上前から続く臨時的任用職員の給与上限について同一労働同一賃金の原則から「上限撤廃」を県教委に求めて続けています。今年度ようやく、上限撤廃に向けて一歩前進させることができました。

会計年度任用職員の処遇改善

県は会計年度任用職員に対して、「配偶者出産補助休暇」と「男性の育児参加のための休暇」を国の非常勤職員の取扱いを踏まえ新設し、また「産前・産後休暇」を無給休暇から有給休暇へ変更しました。育児休業・部分休業・介護休暇・介護時間・子の看護休暇・短期介護休暇についても、取得要件を緩和し、処遇改善は大きく改善されています。

その他の前進した項目

- ●育児休業制度の見直し
- ●不妊治療のための休暇制度の新設
- ●災害交通しゃ断休暇
- ●短期介護休暇
- ●ハラスメント対策について
- ●ストレスチェックについて

詳細は高教組新聞でお知らせします。

業務削減・長時間労働是正について

専門高校別の「令和の長崎型教育構築会議」で議論されたスクラップの中身について質しました。会議では、「これからの社会が求める特色ある専門高校の教育構築以外に、働き方改革に資する、現行の組織改編・縮小などスクラップの議論も行われた」と答えました。

高教組は第３回交渉で業務削減に対して「スピード感が足りない」と県教委の取り組みを批判し、高総体の総合開会式についてどういうスケジュールで主催団体と協議をするのか質しました。

県教委は具体的なスケジュールを示し、参加人数の制限、規模縮小の方向で年明けに主催団体と協議を重ねることを明らかにしました。

人事評価制度（賃金リンク）説明後の現場の声

高教組は「再任用職員が人事評価で他の職員よりも優れた SS や S 評価であったとしても、賃金に反映されず、他の職員よりも劣るマイナス評価の C を受けた場合にのみ、どうして給与や一時金に反映され下げられるのか」と質しましたが、県教委は「国に準じており、制度上変えることができない」とし、納得いく合理的な説明を得ることができませんでした。

部活動支援員の配置について

部活動業務の支援について、部活動支援員（21 年度 12 校）が配置されています。希望した学校で配置されなかった学校が６校あり、高教組はその理由を質しました。県教委は「担当課が配置による部活動業務の縮減効果が乏しい旨を説明した」とし、その予算の問題についても国への要請も続けていくと回答しました。

職場環境の改善を実現するために

教育現場の多忙化・複雑な課題解決を阻む予算問題など、教職員一人一人の声を集め、使用者である県教委に聞いてもらわなければなりません。このままでは公教育の地盤沈下はますます進んでしまいます。21 年度重点要求署名が計 2114 筆に上がり、組合が交渉へ向う力強い後押しになりました。ありがとうございました。<u>ただ、今後の職場環境の改善を実現するのは、他の誰でもない「あなた」です。高教組に加入し、団結して頑張りましょう。</u>